

1 救急体制・・・全関係者が『救急体制』と『応急処置』及び『事故の処理』について共通理解し、処理にあたる。

(1) 活動場所で処置できると判断した場合

- ① 安全な場所に運び応急処置をした後、安静にさせるなど経過観察をする。
- ② 自宅でも経過観察が必要な場合は、地域クラブ指導者から家庭連絡をして、保護者にも状況を伝えておく。

(2) 活動場所で処置できないと判断した場合（捻挫・骨折の疑い・首から上の怪我など）

- ① まず安全な場所に運ぶ。傷や体調等の状態が重く動かさない方がよいと判断した場合は、医療機関に連絡する。

救急搬送するか迷ったときは消防署へ電話を！  
0795-22-0119

- ② 状態に応じた応急処置をする。
- ③ 家庭へ連絡（原則として現場指導者）する。

その際、病院受診の搬送の方法について確認しておく。

- ④ 医療機関を決める。

※医療機関等不明な場合は、家庭に連絡して決める。

- ⑤ 医療機関に連絡して、予約をする。

家族が医療機関へ同行できる場合は、《健康保険証》を持参してもらう。

- ⑥ 医療機関に搬送する。

- ⑦ 重傷と判断した場合は、状態により救急車を手配。“意識なし”と確認した場合、早急にAEDを準備する。

※救急車を要請する基準

- ・呼吸停止や心肺停止
- ・意識がない
- ・大量の出血がある
- ・大きな開放創がある
- ・広範囲のやけどをしている
- ・ショック症状がみられる  
(皮膚や顔面蒼白、冷や汗、虚脱、脈拍微弱、呼吸不全)
- ・長時間のけいれん
- ・痛みが強く動けない など

2 緊急事態発生時の対処および救急体制

	医療機関・電話番号	土曜日	日曜日・祝日
総合病院	西脇病院22-0111 加東市民病院0790-42-5511 加西病院0790-42-2200 大山記念病院28-3773 北播磨総合医療センター0794-88-8800	○	○
診療所	(調整中)		
救急車 等	★救急車 119 ★にしたか消防本部22-0119 ★西脇多可休日急患センター 23-5380		

### 3 緊急事態発生時の対処および救急体制

